



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*84 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)
- 人事委員会規則
  - \*46 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - \*47 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 教育委員会規則
  - \*23 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
  - \*24 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 1332 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
  - 1333 救急病院の認定 (医務課)
  - 1334 有田川土地改良区の役員の退任 (農業農村整備課)
  - 1335 家畜伝染病の発生 (畜産課)
  - 1336 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 1337 道路の供用開始 ( " )
  - 1338 道路の区域変更 ( " )
  - 1339 道路の供用開始 ( " )
  - 1340 道路の区域変更 ( " )
  - 1341 道路の供用開始 ( " )
  - 1342 道路の区域変更 ( " )
  - 1343 道路の供用開始 ( " )
  - 1344 道路の位置の指定 (都市政策課)
  - 1345 昭和33年和歌山県告示第566号 (海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定)の一部改正 (港湾空港振興課)
- 会計管理者訓令
  - \*2 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)
- 公告
  - 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

## 規 則

### 和歌山県規則第84号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則  
職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則 (昭和42年和歌山県規則第22号) の一部を次のように改正する。

本則第1号から第9号までの規定中「平成21年3月1日から同年3月末日まで」を「平成22年3月1日から同月末日まで」に改め、本則第10号中「平成21年1月1日から同年3月末日まで」を「平成22年3月1日から同月末日まで」に改める。

### 附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

## 人事委員会規則

### 和歌山県人事委員会規則第46号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員の給与に関する規則 (昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号) の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「2を」を「1.5を」に改め、「(再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)を削り、「切り捨てて得た」を「切り捨てた」に改め、「)とする。」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

### 附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第47号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二  
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,900 円	3,600 円	7,400 円	9,900 円
	5号給から 8号給まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	4,400	8,300	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,800	8,700	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	5,100	9,000	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	5,400	9,200	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	5,600	9,400	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	6,000	9,700	
	45号給から 48号給まで	4,600	6,300	9,900	
	49号給から 52号給まで	4,800	6,500	10,100	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,900	10,200	
	57号給から 60号給まで	5,100	7,200	10,400	
	61号給から 64号給まで	5,300	7,500	10,600	
	65号給から 68号給まで	5,400	7,700	10,700	
	69号給から 72号給まで	5,600	7,900	10,800	
	73号給から 76号給まで	5,700	8,100	10,900	
77号給から 80号給まで	5,900	8,300	11,100		
81号給から 84号給まで	6,000	8,500			
85号給から 88号給まで	6,100	8,700			
89号給から 92号給まで	6,300	8,900			

	93号給から 96号給まで	6,400	9,100		
	97号給から100号給まで	6,500	9,300		
	101号給から104号給まで	6,600	9,400		
	105号給から108号給まで	6,700	9,600		
	109号給から112号給まで	6,700	9,700		
	113号給から116号給まで	6,800	9,800		
	117号給から120号給まで	6,900	10,000		
	121号給から124号給まで	6,900	10,100		
	125号給から128号給まで	7,000	10,200		
	129号給から132号給まで	7,100	10,200		
	133号給から136号給まで	7,200	10,300		
	137号給から140号給まで	7,200	10,400		
	141号給から144号給まで	7,300			
	145号給から148号給まで	7,400			
	149号給から152号給まで	7,500			
	153号給	7,500			
再任用職員		4,600	5,600	7,400	9,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		3,000	3,800	7,400	9,400

## 備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず3,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず3,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず3,200円とする。

## 別表第 2 (第 2 条関係)

中学校教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,900	3,100	6,200	9,900
	5号給から 8号給まで	3,000	3,300	6,400	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	3,500	6,700	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	3,600	7,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	3,800	7,400	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,100	7,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,200	7,900	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	4,400	8,100	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	4,600	8,300	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	4,800	8,600	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	5,100	8,700	
	45号給から 48号給まで	4,600	5,400	9,000	
	49号給から 52号給まで	4,800	5,600	9,200	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,000	9,400	
	57号給から 60号給まで	5,100	6,300	9,700	
	61号給から 64号給まで	5,300	6,500	9,900	
	65号給から 68号給まで	5,400	6,900	10,100	
	69号給から 72号給まで	5,600	7,200	10,200	
	73号給から 76号給まで	5,700	7,500	10,400	
	77号給から 80号給まで	5,900	7,700	10,600	
81号給から 84号給まで	6,000	7,900	10,700		
85号給から 88号給まで	6,100	8,100	10,800		
89号給から 92号給まで	6,300	8,300	10,900		
93号給から 96号給まで	6,400	8,500	11,100		
97号給から 100号給まで	6,500	8,700			
101号給から 104号給まで	6,600	8,900			
105号給から 108号給まで	6,700	9,100			
109号給から 112号給まで	6,700	9,300			

	113号給から116号給まで	6,800	9,400		
	117号給から120号給まで	6,900	9,600		
	121号給から124号給まで	6,900	9,700		
	125号給から128号給まで	7,000	9,800		
	129号給から132号給まで		10,000		
	133号給から136号給まで		10,100		
	137号給から140号給まで		10,200		
	141号給から144号給まで		10,200		
	145号給から148号給まで		10,300		
	149号給		10,400		
再任用職員		4,600	5,600	7,400	9,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		3,000	3,300	7,400	9,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で講師、助教諭及び養護助教諭の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず3,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず3,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭及び養護教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず3,800円とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

**教育委員会規則**

**和歌山県教育委員会規則第23号**

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「2を」を「1.5を」に改め、「（再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額」を削り、「切り捨てて得た」を「切り捨てた」に改め、「）とす。」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等の給料の調整額は前項の規定により算定した額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史  
市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,900 円	3,100 円	6,200 円	9,900 円
	5号給から 8号給まで	3,000	3,300	6,400	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	3,500	6,700	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	3,600	7,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	3,800	7,400	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,100	7,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,200	7,900	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	4,400	8,100	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	4,600	8,300	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	4,800	8,600	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	5,100	8,700	
	45号給から 48号給まで	4,600	5,400	9,000	
	49号給から 52号給まで	4,800	5,600	9,200	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,000	9,400	
	57号給から 60号給まで	5,100	6,300	9,700	
	61号給から 64号給まで	5,300	6,500	9,900	
65号給から 68号給まで	5,400	6,900	10,100		
69号給から 72号給まで	5,600	7,200	10,200		
73号給から 76号給まで	5,700	7,500	10,400		

	77号給から 80号給まで	5,900	7,700	10,600	
	81号給から 84号給まで	6,000	7,900	10,700	
	85号給から 88号給まで	6,100	8,100	10,800	
	89号給から 92号給まで	6,300	8,300	10,900	
	93号給から 96号給まで	6,400	8,500	11,100	
	97号給から100号給まで	6,500	8,700		
	101号給から104号給まで	6,600	8,900		
	105号給から108号給まで	6,700	9,100		
	109号給から112号給まで	6,700	9,300		
	113号給から116号給まで	6,800	9,400		
	117号給から120号給まで	6,900	9,600		
	121号給から124号給まで	6,900	9,700		
	125号給から128号給まで	7,000	9,800		
	129号給から132号給まで		10,000		
	133号給から136号給まで		10,100		
	137号給から140号給まで		10,200		
	141号給から144号給まで		10,200		
	145号給から148号給まで		10,300		
	149号給		10,400		
再任用職員		4,600	5,600	7,400	9,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		3,000	3,300	7,400	9,400

## 備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず3,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず3,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭、養護教諭及び栄養教諭の

職にある者のうち大学卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額、この表の額にかかわらず、3,800円とする。

## 別表第 2 (第 2 条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
再任用職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,900 <sup>円</sup>	3,600 <sup>円</sup>	7,400 <sup>円</sup>	9,900 <sup>円</sup>
	5号給から 8号給まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	4,400	8,300	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,800	8,700	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	5,100	9,000	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	5,400	9,200	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	5,600	9,400	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	6,000	9,700	
	45号給から 48号給まで	4,600	6,300	9,900	
	49号給から 52号給まで	4,800	6,500	10,100	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,900	10,200	
	57号給から 60号給まで	5,100	7,200	10,400	
	61号給から 64号給まで	5,300	7,500	10,600	
	65号給から 68号給まで	5,400	7,700	10,700	
	69号給から 72号給まで	5,600	7,900	10,800	
	73号給から 76号給まで	5,700	8,100	10,900	
	77号給から 80号給まで	5,900	8,300	11,100	
81号給から 84号給まで	6,000	8,500			
85号給から 88号給まで	6,100	8,700			
89号給から 92号給まで	6,300	8,900			
93号給から 96号給まで	6,400	9,100			
97号給から 100号給まで	6,500	9,300			



101号給から104号給まで	6,600	9,400		
105号給から108号給まで	6,700	9,600		
109号給から112号給まで	6,700	9,700		
113号給から116号給まで	6,800	9,800		
117号給から120号給まで	6,900	10,000		
121号給から124号給まで	6,900	10,100		
125号給から128号給まで	7,000	10,200		
129号給から132号給まで	7,100	10,200		
133号給から136号給まで	7,200	10,300		
137号給から140号給まで	7,200	10,400		
141号給から144号給まで	7,300			
145号給から148号給まで	7,400			
149号給から152号給まで	7,500			
153号給	7,500			
再任用職員	4,600	5,600	7,400	9,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員	3,000	3,800	7,400	9,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず3,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず3,800円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず3,200円とする。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1332号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36

号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成21年12月15日指定した。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名

コミック	Young Love Comic アヤ 1月号	18815-01	宙出版
月刊誌	裏モノJAPAN 1月号	01805-1	鉄人社
月刊誌	劇画マッドマックス 1月号	03369-01	コアマガジン
月刊誌	ブブカ 1月号	17885-01	コアマガジン
雑誌	お宝ガールズ 1月号	02257-01	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 1月号	15279-01	コアマガジン
月刊誌	ブレイクマックス 1月号	18011-01	コアマガジン
月刊誌	月刊エンタメ 1月号	02053-1	徳間書店
雑誌	黄金のGT ハプニングSPECIAL vol.2	12260-01	晋遊舎
月刊誌	特冊新鮮組DX 1月号	06681-1	竹書房
月刊誌	決定版! XX 1月号	13319-1	ミリオン出版
雑誌	ENJOY MAX 1月号	01901-01	笠倉出版社
雑誌	BLACK BOX vol.38	17843-1	三英出版
月刊誌	黄金のGT 1月号	12259-01	晋遊舎
雑誌	CIRCUS MAX SPECIAL	04100-01	ベストセラーズ
月刊誌	実話ドキュメント 1月号	05267-1	竹書房

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1333号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 桜ヶ丘病院
- 2 所在地 有田市宮崎町841-1
- 3 有効期限 平成24年12月19日

和歌山県告示第1334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

退任した役員

職名 氏名 住所  
理事 最田善信 有田市糸我町西132番地

和歌山県告示第1335号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 家畜伝染病の種類  
ヨーネ病
- 2 家畜の種類  
山羊
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数  
患畜・1頭
- 4 発生の場所  
白浜町
- 5 発生年月日  
平成21年12月11日

和歌山県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員		延 長	備 考
		メートル	メートル		
海草郡紀美野町大角字日浦247番1地先から同町大角字日浦243番1地先まで	旧	8.50	}	83.40	
		17.15			
同上	新	14.00	}	73.94	
		26.15			

和歌山県告示第1337号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 国道370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町大角字日浦247番1地先から同町大角字日浦243番1地先まで

供用開始の期日 平成21年12月25日

**和歌山県告示第1338号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市慶賀野字笹尾245番2地先から同市慶賀野字上ノ平191番4地先まで	旧	10.20 } 20.50	480.00	
同上	新	25.90 } 74.30	480.00	

**和歌山県告示第1339号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 国道371号

供用開始の区間 橋本市慶賀野字笹尾245番2地先から同市慶賀野字上ノ平191番4地先まで

供用開始の期日 平成21年12月25日

**和歌山県告示第1340号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市ひや水字坂尻65番1地先から同市ひや水字坂尻62番1地先まで	旧	2.90 } 13.30	100.00	
同上	新	8.00 } 18.50	98.70	

**和歌山県告示第1341号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 国道424号

供用開始の区間 海南市ひや水字坂尻65番1地先から同市ひや水字坂尻62番1地先まで

供用開始の期日 平成21年12月25日

**和歌山県告示第1342号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 田辺白浜線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡白浜町字小ヶ浦2763番2地先から同町字垣谷土焼2638番3地先まで	旧	8.10 } 16.10	304.50	
同上	新	8.10 } 33.30	304.50	

和歌山県告示第1343号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 田辺白浜線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町字小ヶ浦3220番8地先から同町字小ヶ浦3780番1地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

西牟婁郡白浜町字小ヶ浦3779番1地先から同町字垣谷東峠3270番6地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日 平成21年12月25日

和歌山県告示第1344号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏名	指定 年月日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3070	岩出市岡田字嶋田788番1の一部、788番2の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 21.12.16	6.00 6.00	48.00 36.10

和歌山県告示第1345号

昭和33年和歌山県告示第566号（海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正し、平成7年和歌山県告示第859号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第3項を次のように改める。

3 田辺漁港海岸

(1) 海岸の名称

ア 和歌山県紀州灘沿岸田辺漁港海岸磯間・扇ヶ浜・上屋敷地区海岸

イ 和歌山県紀州灘沿岸田辺漁港海岸江川地区海岸

ウ 和歌山県紀州灘沿岸田辺漁港海岸天神崎地区海岸

(2) 指定場所

ア 和歌山県田辺市磯間地先、和歌山県田辺市扇ヶ浜地

先及び和歌山県田辺市上屋敷地先

イ 和歌山県田辺市江川地先

ウ 和歌山県田辺市天神崎地先

(3) 点の位置

ア 磯間・扇ヶ浜・上屋敷地区海岸

基点

1 北緯33度43分08秒6183 東経135度22分49秒6948

の地点

2 北緯33度43分05秒2398 東経135度22分44秒2056

の地点

3 北緯33度43分09秒2743 東経135度22分33秒4757

の地点

4 北緯33度43分41秒5061 東経135度22分20秒9924

の地点

5 北緯33度43分46秒6014 東経135度22分22秒8724

の地点

6 北緯33度43分54秒1787 東経135度22分20秒3252

の地点

7 北緯33度43分54秒1962 東経135度22分20秒9002

の地点

8 北緯33度43分47秒4276 東経135度22分21秒1286

の地点

9 北緯33度43分43秒9908 東経135度22分28秒2032

の地点

10 北緯33度43分41秒0437 東経135度22分33秒9734

の地点

11 北緯33度43分40秒0524 東経135度22分35秒3478

の地点

12 北緯33度43分37秒9873 東経135度22分37秒4026

の地点

13 北緯33度43分30秒1735 東経135度22分42秒3922

の地点

14 北緯33度43分30秒0173 東経135度22分42秒4784

の地点

15 北緯33度43分29秒8480 東経135度22分42秒5568

の地点

16 北緯33度43分17秒0591 東経135度22分47秒6413

の地点

17 北緯33度43分15秒4298 東経135度22分49秒9221

の地点

18 北緯33度43分16秒4023 東経135度22分48秒5404

の地点

19 北緯33度43分10秒6565 東経135度22分47秒7244

の地点

イ 江川地区海岸

基点

20 北緯33度43分54秒4337 東経135度22分15秒7260

の地点	43 北緯33度43分40秒9218 東経135度21分25秒6818
21 北緯33度43分52秒7545 東経135度22分14秒5941	の地点
の地点	44 北緯33度43分42秒4071 東経135度21分24秒8790
22 北緯33度43分52秒1861 東経135度22分14秒5822	の地点
の地点	45 北緯33度43分49秒1396 東経135度21分29秒7517
23 北緯33度43分51秒1942 東経135度22分14秒2613	の地点
の地点	46 北緯33度43分49秒5406 東経135度21分34秒8118
24 北緯33度43分46秒4039 東経135度22分11秒7598	の地点
の地点	47 北緯33度43分49秒9812 東経135度21分38秒1560
25 北緯33度43分41秒5487 東経135度21分56秒0161	の地点
の地点	48 北緯33度43分50秒3777 東経135度21分39秒1348
26 北緯33度43分41秒0292 東経135度21分48秒2211	の地点
の地点	49 北緯33度43分49秒4482 東経135度21分40秒3091
27 北緯33度43分57秒6384 東経135度21分48秒0350	の地点
の地点	50 北緯33度43分49秒2455 東経135度21分43秒2911
28 北緯33度43分59秒6285 東経135度21分58秒6400	の地点
の地点	51 北緯33度43分49秒3725 東経135度21分43秒4506
29 北緯33度43分58秒9539 東経135度22分09秒8828	の地点
の地点	52 北緯33度43分52秒0682 東経135度21分43秒4193
30 北緯33度43分55秒2092 東経135度22分09秒0848	の地点
の地点	53 北緯33度43分53秒0839 東経135度21分43秒0532
ウ 天神崎地区海岸	の地点
基点	(4) 指定区域
31 北緯33度43分57秒7019 東経135度21分47秒3390	ア 扇ヶ浜・上屋敷地区海岸
の地点	1から19までの各点を順次結んだ線及び19と1を結
32 北緯33度43分57秒5614 東経135度21分48秒0738	んだ線により囲まれた区域
の地点	イ 江川地区海岸
33 北緯33度43分51秒6951 東経135度21分44秒3253	20から30までの各点を順次結んだ線及び30と20を
の地点	結んだ線により囲まれた区域
34 北緯33度43分47秒2453 東経135度21分46秒0371	ウ 天神崎地区海岸
の地点	31から53までの各点を順次結んだ線及び53と31を
35 北緯33度43分46秒6587 東経135度21分38秒3826	結んだ線により囲まれた区域
の地点	
36 北緯33度43分42秒4912 東経135度21分29秒3656	
の地点	
37 北緯33度43分37秒4686 東経135度21分27秒3320	
の地点	
38 北緯33度43分37秒9698 東経135度21分25秒5831	
の地点	
39 北緯33度43分38秒2821 東経135度21分25秒8570	
の地点	
40 北緯33度43分38秒7801 東経135度21分26秒0270	
の地点	
41 北緯33度43分39秒5272 東経135度21分26秒1128	
の地点	
42 北緯33度43分40秒1388 東経135度21分26秒0127	
の地点	

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第2号

庁中一般  
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令  
次のように定める。

平成21年12月25日

和歌山県会計管理者 雑 賀 忠 士

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓  
令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納  
長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表動物愛護センターの出納員の項の次に次のように加  
える。

工業技術センターの出納員	工業技術センターの現金の収納に際し必要なりつり銭に充てるため。	100,000円
--------------	---------------------------------	----------

## 附 則

この訓令は、平成21年12月25日から施行する。

## 公 告

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年12月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	和歌山県田辺市新庄町成川544-2の一部、544-3の一部、545-1、545-2の一部、545-3、546-13の一部、546-22の一部、552-3の一部、554の一部、559-1の一部、559-2、559-3の一部、559-6の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	田辺市朝日ヶ丘17番14-101号 株式会社山幸 代表取締役 榎本宇内